

○ 太田市外三町広域清掃組合財務規則

平成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 6 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合の財務に関し必要な事項は、法令その他別に定めがあるもののほか、太田市財務規則(平成17年太田市規則第73号)の例による。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年9月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第1号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。